

羽村市交通バリアフリー
交通安全特定事業計画
〔JR小作・羽村駅周辺地区〕

平成17年12月

東京都公安委員会

羽村市交通バリアフリー基本構想における
「JR小作・羽村駅周辺重点整備地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）第3条の規定による基本方針及び第11条の規定に基づき、また羽村市交通バリアフリー基本構想に即して、JR小作・羽村駅周辺重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

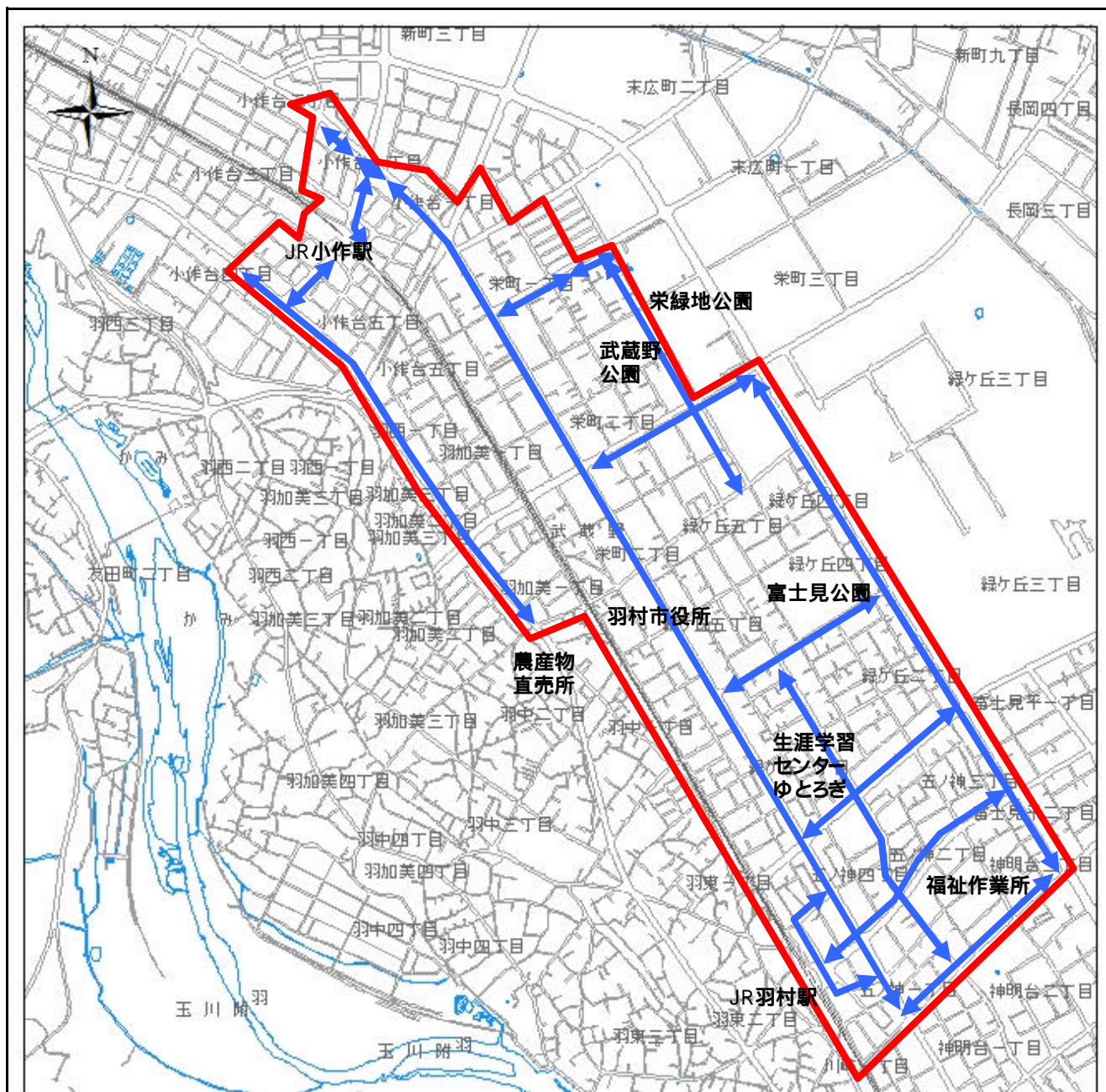
記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

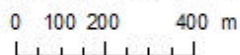
特定経路			道路区間		
	特定旅客施設名	連絡する施設名	路線名	通称道路名	区間
(1)	JR羽村駅	JR小作駅	市道2060,2065,2067,2068号線		JR羽村駅東口 ~ 市役所通り
			市道101、102号線	市役所通り	JR小作駅東口 ~ JR羽村駅
			青梅市道611,609号線	市役所通り	
			都道181号線		JR小作駅東口 ~ 市役所通り
(2)	JR小作駅	武蔵野公園	市道104号線	栄小通り	市役所通り ~ 産業道路
			市道1038号線		栄緑地公園 ~ 市役所通り
			青梅市道13号線		市道1038号線 ~ 栄緑地公園
			栄緑地公園(遊歩道)		公園内
(3)	JR羽村駅	生涯学習センターゆとろぎ	市道2002号線	羽村駅前中央通り	JR羽村駅 ~ 産業道路
			市道103号線	水道道路	市役所通り ~ 産業道路
			市道2001号線	富士見公園通り	市役所通り ~ 富士見公園
			市道1002号線	公民館通り	羽村街道 ~ 富士見公園通り
(4)	JR羽村駅	羽村駅外周	都道163号線	羽村街道	市役所通り ~ 産業道路
			都道249号線	産業道路	栄小通り ~ 羽村街道
(5)	JR小作駅	小作駅外周	市道4065号線		JR小作駅 ~ 新奥多摩街道
			都道29号線	新奥多摩街道	小作駅西口周辺 ~ 農産物直売所

位置図

区市町村名	羽村市
重点整備地区名	JR小作・羽村駅周辺地区



この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)17都市基交 第354号



凡例

- : 重点整備地区
- : 特定経路

2 道路区間毎の交通安全特定事業計画

前号の道路区間毎に実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間は以下のとおりである。

- 市道2060,2065,2067,2068号線〔JR羽村駅東口～市役所通り〕
- ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 市道101,102号線〔JR小作駅東口～JR羽村駅〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 青梅市道611,609号線
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成18～20年度〕
- 都道181号線〔JR小作駅東口～市役所通り〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成18～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 市道104号線〔市役所通り～産業道路〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
- 市道1038号線〔栄緑地公園～市役所通り〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
- 栄緑地公園(遊歩道)〔公園内〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
- 市道2002号線〔JR羽村駅～産業道路〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 市道103号線〔市役所通り～産業道路〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 市道2001号線〔市役所通り～富士見公園〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
- 市道1002号線〔羽村街道～富士見公園通り〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 都道163号線〔市役所通り～産業道路〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
 - ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 都道249号線〔栄小通り～羽村街道〕
- ・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕

- 市道4065号線〔JR小作駅～新奥多摩街道〕
・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く
- 都道29号線〔小作駅西口周辺～農産物直売所〕
・信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）……………〔平成17～20年度〕
・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置……………〔平成18～19年度〕
道路管理者による歩道化予定箇所は除く

3 全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

(1) 実施内容

ア 道路標識及び道路標示の設置に関する事業

(ア) 道路標識については、更なる視認性向上を図るため、超高輝度化等を実施
道路標識の高輝度化については既に対応済

(イ) 道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施

イ 違法駐車行為の防止のための事業

(ア) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施

(イ) 羽村市による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施

(I) 羽村市と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施

(2) 実施予定期間

継続的に実施

4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り等に加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。